

平成21年第3回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成21年 5月29日 午前10:00

○閉 会 午前10:18

○出席議員(22名)

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 鈴木斌次郎
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員(0名)

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鐙利行
総務部長 伊藤賢志	会計管理者 門間鋼悦
産業建設部長 山口義光	水道局長 澤井昭
教育次長 鈴木公悦	市民生活部長 宮田隆悦
福祉保健部長 小林健一	総務課長 児玉俊幸
企画政策課長 鈴木司	活性化推進室長 関谷良広
財政課長 幸村公明	税務課長 川上護
収納課長 菅原龍太郎	市民課長 鈴木利美
生活環境課長 近藤進	総合窓口センター長 川上秀佐男
追分出張所長 三浦喜博	社会福祉課長 山平重男
高齢福祉課長 伊藤律子	健康推進課長 伊藤正吉
産業課長 伊藤清孝	都市建設課長 藤原貞雄
下水道課長 三浦永寿	総務学事課長 鎌田雅樹

幼児教育課長	根	一	生涯学習課長	瀬	下	三	男	
スポーツ振興課長	菅	原	徳	志	田	仲	茂	隆
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木	博	信					

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊	藤	正	議会事務局次長	門	間	善一郎
--------	---	---	---	---------	---	---	-----

平成21年第3回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成21年5月29日午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告（市長）

日程第 4 議案第42号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

日程第 5 発議第 3号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回潟上市臨時会を開催致します。

なお、小林教育長は病氣療養中のため本日欠席されておりますことを報告します。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番澤井昭二郎議員、6番藤原幸雄議員の2名を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本臨時会の会期は、本日5月29日の議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定致しました。

【日程第3、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん改めておはようございます。

本日ここに平成21年第3回臨時会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

メキシコで発生しました新型インフルエンザの大量感染を受けて世界保健機関（WHO）が4月25日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と認定し発表されて以来、この新型インフルエンザが世界各国に広がりを見せて感染し、死者も出ていることは皆さんも既にご承知のとおりであります。

5月9日には、日本でも流行国のカナダからの帰国者3名が新型インフルエンザに感染したとの発表があり、更に5月16日には神戸において高校生が感染者として確定されたことを受け、秋田県では新型インフルエンザ対策本部を設置しております。

潟上市としましては、いち早く4月29日より発熱相談センターの設置や新型インフルエンザ対策に関するチラシを全世帯に配布するなどの対策を講じております。

また、4月30日に新型インフルエンザ対策連絡部を庁舎内に立ち上げ、5月18日には潟上市新型インフルエンザ対策本部に切り替えております。

その間、県からも新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、本市にも発熱外来センター設置について依頼があり、協力医療機関の男鹿市・南秋田郡医師会の協力を得ながら設置に向けて諸準備を進めております。有事の際には、天王保健センター内に発熱外来センターを設置し、対応することとしております。

次に、北光電子株式会社天王工場の閉鎖について申し上げます。

北光電子株式会社から5月20日をもって天王工場を閉鎖し、岐阜県にある土岐工場へ業務の集約をするとの報告を受けました。

天王工場においては、正社員が18名のうち潟上市在住の社員が9名おりましたが、閉鎖後は6名が退社し、3名が土岐工場で就業することとなっております。

厳しい企業経営を強いられている中での決断とは推察されますが、雇用情勢が一段と深刻さを増している中、雇用対策に一層取り組んでまいりたいと存じます。

次に、潟上市共通商品券について申し上げます。

潟上市商工会が事業主体となり、本市初めてとなるプレミアム付共通商品券5,000円セットを5月1日から市内6か所で発売しましたところ、5月9日に完売致しました。予想を上回る短期間、実質5日で完売したことから、定額給付金との相乗効果もあったものと思われま。これを契機に地元消費の拡大や小売店等の販売促進の一助になればと期待しております。

また、取扱店としてご協力を頂きました170の事業所に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

なお、商品券の使用期限が12月31日までとなっておりますので、未使用とならないよう商工会と連携し、周知してまいります。

次に、提出議案の潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)について申し上げます。

本年5月1日に人事院は、民間の夏季一時金が大きく減少し、民間と公務員に大きな乖離があることは適当ではないとし、暫定的な措置として6月期の特別給の0.2月分を凍結する特例措置を講ずるよう国会および内閣に勧告しております。

県人事委員会では、均衡の原則や情勢適応の原則に基づいて総合的に判断すると人事院勧告に準ずることが適当であるとの意見を県に申し出ており、県としてはこれを尊重し適切な対応をすることとしております。

本市としましても現下の厳しい経済情勢を踏まえ、人事院勧告に準じて特例措置として、一般職については期末手当0.15月、勤勉手当0.05月の0.2月分、特別職については勤勉手当がないことから一般職に準じ期末手当を0.15月分を凍結することとするものであります。

以上、関係議案の適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、行政報告と致します。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第4、議案第42号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第4、議案第42号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） おはようございます。

それでは、議案第42号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成21年5月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、先ほど市長の行政報告の中に詳しく説明しておりますけれども、改めて申し上げます。

平成21年5月1日に出された人事院の勧告にかんがみ、職員に対して同年6月に支給する期末手当等の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要があるため、関係条例の関係

部分を改正するものでございます。

先ほど市長の行政報告の中に人事院の勧告、それから本市の条例の改正部分等を説明しておりますけれども、若干補足致します。

県の人事委員会の意見として、いわば県としてもこれを尊重し、適切に対応したいという考え方でございました。

それから、25市町村、うちの方も入れてございますけれども、秋田県内ではすべての市町村において対応するというところでございます。

参考までに申し上げますけれども、今回凍結による影響額でございます。一般職1人当たり約6万5,000円でございます。総額が2,425万2,000円という総額と、うちの方では想定してございます。

なお、条例の改正部分に関しては、総務課長の方から説明しますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 児玉総務課長。

○総務課長（児玉俊幸） それでは、議案についてご説明を致します。

議案書の2ページをお願い致します。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）でございます。

第1条は、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であり、附則に1項を加えるものであります。

改正内容としましては、平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例措置であり、条例中第15条第2項は期末手当の規定であります。100分の140を100分の125に改めるということで、100分の15を凍結するというものでございます。

同条第3項につきましては、再任用職員の規定でございます。これにつきましては100分の75を100分の70に改めるということで、100分の5を凍結するというものでございます。本市には該当者はおりません。

次に、16条第2項は勤勉手当の規定であります。第1項は一般職で100分の72.5を100分の67.5に改めるということで、100分の5を凍結するものでございます。同項の第2号は再任用職員の規定でありまして、100分の35を100分の30に改め、100分の5を凍結するものであります。本市には該当者はおりません。

次に、第2条につきましては、潟上市特別職の常勤のもの給与および旅費に関する

条例の一部改正で附則に1項を加えるものでございます。

改正内容は、平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置であり、条例中第4条ただし書きの期末手当について100分の160を145に改めるということで、100分の15を凍結するというものでございます。

次に、第3条は、潟上市教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正であり、附則に1項を加えるものでございます。

改正内容につきましては、平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置であり、条例中第3条の期末手当を100分の160を100分の145に改めまして、100分の15を凍結するというものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

先ほど凍結する影響額2,425万2,000円ということで部長の方からありましたけれども、特別職につきましては40万9,000円、一般職が2,384万3,000円という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。11番。

○11番（藤原典男） ただいま提案されております潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について、私は一般職の部分だけについて、やはり反対しなければいけないという立場から反対理由を述べたいと思います。

今、政府は経済対策、景気を回復しなければいけない、消費を拡大しなければいけないということで、今、国会でも言っておりますけれども、前には定額給付金、みな国民の方に支給しまして職員の方もほとんど頂いて喜んでおります。そして潟上市独自に、やはりこれも消費拡大、景気回復ということで共通商品券を発行してまいりました。そしてまた国会では、今、補正予算14兆円を超える大型予算を組んで頑張っておりますけれども、片一方でこういうふうに景気回復をやりながら、片方では給与を削減すると。これは相反する矛盾だと思います。特に潟上市ではラスパイレス指数が全国から見ても非常に低い段階にありますので、25市町村がみんなやる中で潟上市としては、こ

れを行わないというのは非常に苦しいと思いますけれども、しかし全国的なレベルから見て非常に低い給与の中で、しかも定額給付金をもらったのにこれをやることによって意味がなくなってしまうという状況から、私はこれはやるべきではないという反対討論を行いまして討論を終わります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、賛成者の討論がありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり決定されました。

【日程第5、発議第3号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、発議第3号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提出者より提案理由の説明を求めます。15番伊藤栄悦議員。

○15番（伊藤栄悦） 発議第3号、潟上市議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は、私、伊藤栄悦です。

賛成者は、佐藤 昇議員と児玉春雄議員の2名であります。

提案理由は、現在の厳しい社会状況、経済状況をかんがみ、さらに平成21年5月に出された人事院ならびに県人事委員会の勧告の内容に基づき、本市の一般職員が期末・勤勉手当の支給割合を減じており、さらに常勤の特別職、市長、副市長ならびに教育長も同様の措置を講じていることから、本議会議員についても平成21年6月支給の期末手当の額を0.15か月分引き下げのため、条例の関係部分を改正するものであります。

なお、この改正による影響額は、議員22名全体で129万3,060円の減額となります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで第3回潟上市臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午前10時18分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 澤 井 昭二郎

〃 署名議員 藤 原 幸 雄